

令和8年度かまくら ULTLA プログラム等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市教育委員会 教育文化財部 学びみらい課

## 1 趣旨

鎌倉市では、不登校児童生徒の支援施策として令和3年度より「かまくら ULTLA<sup>1</sup>プログラム（以下「ULTLA プログラム」という。）」を実施してきました。

本事業は、学校生活に馴染めない児童生徒が、自らの認知特性・学習特性・関心領域（以下「特性等」という。）を肯定的に捉え、好奇心や情熱を形にする喜びを通じて自信と意欲を回復させることを目指してきました。これまでの実践を通じ、子どもたちが自分に合った学習方略を獲得する成果が見られるとともに、本プログラムでのアセスメントや活動の様子を保護者や在籍校と共有することで、周囲の支援者がより本人の特性に合った関わりができるようになるなど、当初掲げた理念は着実に成果として表れています。また、本プログラムへの参加を契機として、市の有する様々な支援策へとつながる「支援の入り口」としての効果も現れています。

さらに、令和7年4月に開校した学びの多様化学校である「鎌倉市立由比ガ浜中学校」においては、この ULTLA プログラムで培われた「個々の特性を重視した探究的な学び」の知見を教育課程に位置づけ、教科「ULTLA」として実施しています。このように、本事業は鎌倉市の不登校児童生徒支援施策の中核的な役割を担うものへと発展しています。

本業務委託は、これまでの実績を基盤としつつ、以下の3点を一体的に推進することを目的とします。第一に、「かまくら ULTLA プログラム」の企画及び実施です。引き続き、学校での学習につらさを感じている児童生徒を対象に特性等のアセスメントを行うとともに、鎌倉の豊富な地域資源を活用した探究型プログラムを提供し、社会的自立の基礎を育みます。第二に、由比ガ浜中学校生徒へのアセスメント実施です。学びの多様化学校に在籍する生徒一人ひとりの特性を把握し、個別最適な学びの実現を支援します。第三に、教科「ULTLA」へのコンサルティングです。カリキュラムの充実に向けた専門的な助言やサポートを行います。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度かまくら ULTLA プログラム等業務委託

### (2) 業務内容

別紙「令和8年度かまくら ULTLA プログラム等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

なお、契約締結日は令和8年（2026年）4月1日以降とします。

### (4) 対象

ア ULTLA プログラムにおけるアセスメント業務及び探究プログラムの企画実施業務

鎌倉市に在住する小学校4年生から中学校3年生の児童生徒のうち、この事業に参加を希望する児童生徒（主に、学校での学習に馴染めず、学校に通うのがつらいと感じている児童生徒）

イ 由比ガ浜中学校におけるアセスメント業務

由比ガ浜中学校に在籍する生徒（35名程度）

ウ 由比ガ浜中学校において実施する教科「ULTLA」に係るコンサルティング業務

発注者及び由比ガ浜中学校教職員

---

<sup>1</sup> Uniqueness Liberation Through Learning optimization and Assessment（学びの最適化と評価による個性の解放）の略

#### (5) 実施日・回数

ア ULTLA プログラムにおけるアセスメント業務及び探究プログラムの企画実施業務

プログラムは異なる2つのテーマを設定し、各2日間程度で構成し、発注者の指定する日とします。

イ 由比ガ浜中学校におけるアセスメント業務

アセスメントは、契約期間内に6回程度実施するものとします。

ウ 由比ガ浜中学校において実施する教科「ULTLA」に係るコンサルティング業務

コンサルティングの実施時期は発注者及び由比ガ浜中学校教職員と協議するものとし、1回以上実施するものとします。

#### (6) 事業費限度額

本業務における事業費の限度額は4,995,100円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

その他、本件は、令和8年度予算議決前の準備行為として実施するもので、議会において予算の減額又は削減があった場合は、本プロポーザルについての実施の効力を失い、契約を締結いたしません。

### 3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

### 4 担当課

鎌倉市教育委員会教育文化財部学びみらい課

所在地:〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所第4分庁舎2階

電話:0467-61-3826

メールアドレス:[manabimirai@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:manabimirai@city.kamakura.kanagawa.jp)

ホームページ URL:<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

※問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けています。

### 5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 児童生徒の認知特性のアセスメント及び児童生徒一人ひとりの特性や興味関心等に応じたプログラムを企画、運営、実施し、成果を上げた実績を有する者がいること。
- (2) 鎌倉市という地域の特性を生かした題材を選択し、地域の人材を活用したプログラムが提供できること。
- (3) 金額に対応した積算内訳書を提出できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていない者及び同条第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (8) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等もしくは同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (9) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成したスタッフと同一のスタッフが対応すること。

## 6 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	令和8(2026年)3月2日(月)から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申込	令和8年(2026年)3月2日(月)から令和8年(2026年)3月16日(月)までの休日を除く午前9時から午後5時までに学びみらい課に持参するか、郵送(令和8年3月16日(月)必着)で提出してください。
質問の受付(電子メール)	令和8年(2026年)3月2日(月)から令和8年(2026年)3月9日(月)午後5時まで ※メール送信後、学びみらい課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和8年(2026年)3月11日(水)までに本市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出(電子メール)	令和8年(2026年)3月2日(月)から令和8(2026年)年3月19日(木)午後5時までに、学びみらい課宛て電子メールにて提出してください。
プレゼンテーション	令和8年(2026年)3月26日(木)午前9時から午後5時を予定
結果通知	令和8年(2026年)3月30日(月)(予定)に、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

## 7 参加申込み

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください（各1部）。提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できない場合があります。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による(様式1)
②	業務経歴書	指定様式による(様式2)
③	誓約書	指定様式による(様式3)
④	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。

### (1) 受付期間・提出方法

令和8年(2026年)3月2日(月)から令和8年(2026年)3月16日(月)までの休日を除く午前9時から午後5時までに学びみらい課に持参するか、郵送(令和8年(2026年)3月16日(月)必着)で提出してください。

## (2) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果については、参加申込をしていただいた全ての事業者へ令和8年(2026年)3月17日(火)までに電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

## 8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式4)」を提出してください。

### (1) 受付期間

令和8年(2026年)3月2日(月)から3月9日(月)午後5時まで

### (2) 提出方法

「質問票(様式4)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、学びみらい課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後、学びみらい課に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問合せ等)は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

### (3) 回答

質問及び回答の内容は、令和8年(2026年)3月11日(水)までに本市ホームページ上にて公開します。

回答を公表した旨については、公表時点で参加申込をした全ての事業者へ電子メールで通知します。

## 9 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり審査に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出してください。

### (1) 提出期間

令和8年(2026年)3月2日(月)から令和8年(2026年)3月19日(木)午後5時まで

### (2) 提出方法

電子メールに添付して、学びみらい課へ提出してください。電子メールの表題は「提案書(事業者名)」としてください。メール送信後、学びみらい課に受信確認の電話をしてください。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。添付の容量が大き(約15MB以上)送信エラーとなる場合は、その旨電子メールでお知らせください。オンラインストレージサービスを案内します。

### (3) 提出書類

ア 正本(①～⑥を一式)及び副本(②～⑤を一式)とします。

イ 正本(①～⑥全て)のみ事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による(様式5)
②	実施体制調書	指定様式による(様式6)

③	提案書	任意様式(A4 両面 15 枚・30 ページまで) ※表紙・目次・間紙はページ数に含めない。 ※提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 仕様書の5に示す業務内容について 具体的手法や工夫についての提案
④	業務工程表	任意様式による 想定される業務に関するスケジュールを明示してください。
⑤	見積書	任意様式による 各業務の単価や費用や人件費の内訳がわかるように作成してください。
⑥	その他	会社概要のパンフレット等
(提出書類作成に関する注意事項) 日本工業規格によるA4の企画で作成してください。なお、⑥についてはサイズを問いません。		

## 10 審査の基準及び選考方法

### (1) 選考方法

本市が設置する選考委員会において事業者からの提案を評価し、選考を行います。選考は審査基準により最高得点を得た者を優先交渉権者としませんが、選考にあたって最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。選考による得点が同点となった場合は見積価格が廉価の者を上位とし、更に見積価格も同価格の場合は選考委員の合議により上位の者を決定します。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとし、また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、契約を行いません。

### (2) プレゼンテーション実施予定日時

令和8年(2026年)3月26日(木)午前9時から午後5時を予定

(変更になる場合、提案書等の提出期限までに参加事業者に連絡するものとします。)

### (3) プレゼンテーション会場等

参加事業者ごとのプレゼンテーション開始時間及び場所等の詳細については別途連絡します。

### (4) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席をお願いします。プレゼンテーションは本業務を主に携わる者が行うこととします。会社名を特定できる社章等は身に付けしないでください。

### (5) プレゼンテーションの方法等

20分以内のプレゼンテーション(20分を経過した場合は、途中でも終了となります)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います。プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現はしないでください。

また、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、学びみらい課に事前に連絡してください。

### (6) プレゼンテーションの内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配付することができます。

(7) その他

審査内容は非公開とします。

(8) 審査基準

項番	審査内容	審査項目	配点	審査の視点	
1	業務の実施体制について		15	(1)	業務の遂行に十分な人員体制が具体的に示されているか
				(2)	これまで子どもの特性に応じたワークショップ等の開発・実践経験のある者が配置されているか
2	かまくらULTLAプログラムについて	アセスメント業務について	30	(1)	アセスメントの実施方法について、具体的かつ効果的、効率的な手法の提案がされているか（ICTの活用を踏まえたものかも含む）
				(2)	アセスメントの内容について、学術的知見に基づき、対象者の認知特性・学習特性・関心領域を明らかにする適切で具体的な提案がされているか
3		プログラムの内容について	40	(1)	アセスメントの結果に基づき、児童生徒が自己の関心・特性に即した体験活動を通じて主体的に探究活動を実施できるプログラムが具体的に提案されているか
				(2)	支援方法や報告・管理体制・プログラム当日のメンターの配置計画などについて、具体的かつ効果的な提案がされている
				(3)	予想できる実施効果の合理的な見込みについて、適切で具体的な提案がされているか
				(4)	プログラム内容は「人材」「自然」「文化」「歴史」など、鎌倉の持つ教育資源を活用した提案がされているか
		今後の在り方や連携について	10	(1)	今後のULTLAプログラムの持続可能な在り方や、学校教育との連携について、実効性と実現可能性を両立したアイデアが提案されているか。
4	由比ガ浜中学校について	アセスメントについて	5	(1)	アセスメントを通じて生徒が自身の特性等に係る理解を深めるために適切な授業の指導案及び教材を作成する提案がされているか
5		コンサルティングについて	5	(1)	由比ガ浜中学校教職員が教科「ULTLA」のカリキュラムを編成するために適切な助言をする提案がされているか

6	提案全般について	10	(1)	本業務の主旨を理解し、適切な提案が示されているか
			(2)	仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案がされているか
7	業務の見積額	10	(1)	見積額が業務内容に対して適切であるか
			(2)	コスト縮減に向け、費用対効果の大きい手法が採用されているか

#### 11 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和8年(2026年)3月30日(月)までに全ての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

#### 12 契約締結等

優先交渉権者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について発注者と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上、締結するものとします。なお、協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとします。

また、優先交渉権者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

契約結果については、本市ホームページで公表します。

#### 13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると判断した場合

#### 14 契約に関する事項

本プロポーザルで提出された関係書類に基づき、優先交渉権者と発注者との間で契約内容の協議を行います。両者が合意に至らなかった場合、優先交渉権者の選定時における次点者と協議を行うものとします。

なお、契約に当たっては、契約金額(概算)の100分の10以上の契約保証金が必要となります。ただし、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)第5条第の規定により免除となる場合があります。

#### 15 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

- (2) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (4) 契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、発注者がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本件契約後、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成が必要となります。当該契約書には、業務の一部の再委託に関する定めを設けるものとします。
- (9) 参加申込の後に辞退する場合は、「辞退届(様式7)」を提出するものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)、鎌倉市財務規則(平成7年規則第34号)等関係法令等の定めるところによります。